

令和 3 年度

第 8 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和3年11月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和3年度第8回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画（案）について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 利用権の中途解約に係る通知の受理について
- 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第4号 時効取得を原因とする農地について

<出席委員>（ 8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番委員：加曾利 益弘 | 2 番委員：佐川 順一郎 |
| 4 番委員：森 紀久嗣 | 5 番委員：鈴木 孝一 |
| 6 番委員：井口 峰幸 | 7 番委員：小高 康熙 |
| 8 番委員：矢代 とみ江 | 9 番委員：末吉 章二 |

<欠席委員>（ 2名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 3 番委員：渡邊 さなえ | 10 番委員：渡辺 忠洋 |
|--------------|--------------|

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】伊嶋 孝行 寺井 絵里

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事 務 局 長
（ 秋 山 ）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 8 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、8 名の出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたします。

なお、渡辺会長については所要のため欠席、渡邊委員については所要のため遅れて参加するとの連絡を受けております。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により森会長職務代理に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議 長
（森職務代理）

（森会長職務代理あいさつ）

本日はお忙しい中、令和 3 年度第 8 回総会にお集まりいただきご苦勞様です。本日は渡辺会長が欠席のため私が議長を務めることになりました。何分不慣れでございますので委員の皆様におかれましては円滑な議事進行についてご協力くださいますようお願いいたします。

それでは議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

8 番の矢代委員、9 番の末吉委員に申し上げます。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
（ 寺 井 ）

2 頁をお開きください。今回は申請案件が 7 件提出されておりますので、先に一括して事務局で説明を行った後、1 件ずつ審議をお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 42。所在・地番：八声〇〇番。地目：田。地積：31 m²。権利者：大多喜町八声〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町大多喜 93 番地 大多喜町長 飯島勝美。事由：譲受人/申請地は自分が所有

している土地に挟まれており、農地として一体利用するため。譲渡人/譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 43。所在・地番：森宮〇〇番。地目：田。地積：1,651 m²。権利者：大多喜町森宮〇〇番地〇〇〇氏。義務者：千葉市稲毛区小仲台〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/経営規模拡大のため。譲渡人/相続人より申請地を取得したが、農業は営んでおらず健康上の問題で耕作が困難であるため。権利内容：売買による所有権移転。

番号 44。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²。権利者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/経営規模拡大のため。譲渡人/経営規模縮小のため。権利内容：売買による所有権移転。

番号 45。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²。権利者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/経営規模拡大のため。譲渡人/経営規模縮小のため。権利内容：売買による所有権移転。

番号 46。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²。権利者：大多喜町横山〇〇番地 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇〇氏。事由：新規で行うバラ園の切花等のバラを生産するための土地として利用。隣接地も取得するため一体として利用できる利点もある。譲渡人/相続をしたが自分で耕作することができないため売却する。権利内容：売買による所有権移転。

番号 47。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²他 1 筆で合計 2 筆 2,012 m²。権利者：番号 46 に同じ。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：番号 46 に同じ。譲渡人/耕作を依頼していたが依頼者が耕作することができなくなったため売却する。権利内容：売買による所有権移転。

番号 48。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：69 m²他 1 筆で合計 2 筆 1,001 m²。権利者：茂原市〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：これから営業を行う予定の代替用地として取得したい。譲渡人/高齢になり今後耕作することができないため、〇〇〇〇のバラ園開園に協力するため無償譲渡を決めた。権利内容：贈与による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては 4 頁に掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

(森職務代理)	委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
鈴木委員 (5 番)	10月29日の午後2時半頃に事務局の伊嶋補佐と建設課職員2名の立会いにより現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。 申請地は国道297号線を勝浦方面に進み、八声交差点を過ぎた先に長谷電機の事務所がありますで、そこを左折して500m程進んだ先の左側となり、譲受人の住宅の一段下がった下の田となります。現況は草が生えておりましたが、赤道の払い下げということで問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長 (森職務代理)	ご苦勞様でした。鈴木委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
佐川委員 (2 番)	事由の中に自分が所有している土地に挟まれているという文言が入っていますし、3条の目的の中に農地の効率化がありますので、問題はないと考えます。
議長 (森職務代理)	払い下げの場合、隣接者の同意がないと出来ないと思うのですが、その辺はどうなっていますか。
事務局 (寺 井)	譲渡人が町であり、譲受人の代理人も土地家屋調査士が入っていますのでその辺りは問題がないと思います。
議長 (森職務代理)	他にご質問はありますか。
議場	———— 「なし」の声あり ————
議長 (森職務代理)	それでは他にご質問がないようですので、番号42について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (森職務代理)	異議なしと認め、番号42につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号43につきましては井口委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
井口委員 (6 番)	11月2日の午後3時に譲受人の〇〇さんと行政書士の〇〇さんの立会いにより現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

申請地は国道 465 号をいすみ市方面に向かい、平林物流センターの前の農道に入った平林物産の倉庫付近の水田です。現況は草刈りがされており、きれいに保全管理がされている状態でした。

譲渡人は森宮の出身ですが、現在は千葉市に住んでおり農業をする意思もなく他人に貸していましたが、ここ数年は非耕作地となりヒエやガマが繁茂しており荒地となっていたとのことですが、譲受人が購入を前提に草刈りを行ったとのこと。特に問題のない案件だと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(森職務代理)

ご苦労様でした。井口委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

加曽利委員
(1 番)

この土地は今年は作付していなかったとのことですが、去年は耕作を行っていたのですか。

井口委員
(2 番)

譲受人の〇〇さんの話ではここ数年は耕作を行っていなかったとのこと。資料の写真に燃やした跡が写っていますが譲受人の〇〇さんが草を刈って燃やしたとのこと。

加曽利委員
(1 番)

これだけきれいになっていれば問題はないと思います。

議長
(森職務代理)

他にご質問はありますか。

議場

———— 「なし」の声あり ————

議長
(森職務代理)

それでは他にご意見がないようですので、番号 43 について許可することとしてご異議ございませんか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(森職務代理)

異議なしと認め、番号 43 につきましては許可することで決定いたします。

続きまして、番号 44 につきましては矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

矢代委員
(8 番)

11 月 5 日の午後、譲受人の〇〇さんに聞き取りを行い現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。

申請地は国道 297 号線を勝浦方面に向かい、横山セブンイレブン交差点を直進して 150m 程進み、グランブーケ大多喜の方に左折

	すると町道横山長街線となり、資料の地図に印のある場所が申請地となります。現況は譲受人の〇〇さんが水稻を作付けしており、周辺にも自分の田が数枚あるため耕作するのに利便性のある場所です。譲受人の〇〇さんは規模拡大を図っており、真面目に農業経営を営んでおりますので、問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長 (森職務代理)	ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小 高 委 員 (7 番)	資料によりますと譲受人の〇〇さんは耕作面積が 7.6 町歩程あり、自作地が 5 町歩以上、小作地が 2 町歩以上とかなり大きく農業経営されているようですが、別に移住者を差別するという意味ではないのですが、この方は地元出身の方なのですか。
矢 代 委 員 (8 番)	20 年近く前頃に移住して来た方なのですが、現在は横山のわくわく広場の裏手にあたる場所に居住しており、知り合いの方が 1 人耕作を手伝っております。本人はもう止めようと思っているのだけれども、つつい増やしてしまうんだよと話していました。
小 高 委 員 (7 番)	分かりました。ありがとうございます。
議 長 (森職務代理)	他にご質問はありますか。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (森職務代理)	それでは他にご意見がないようですので、番号 44 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (森職務代理)	異議なしと認め、番号 44 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号 45 につきましても矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
矢 代 委 員 (8 番)	11 月 1 日の午後、譲受人の〇〇さんに聞き取りを行い現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。 申請地は国道 297 号線を勝浦方面に向かい、横山セブンイレブン交差点を直進して 150m 程進み、グランプーク大多喜の方に左折

後直進し、その先を右折して 20m位進み左折すると町道横山山越線に入りますので、申請地は資料の地図に印のしてある位置となります。現況は水稻が作付けされている水田で、譲受人の〇〇さんも真面目に農業経営を営んでおり、規模拡大を図るため申請地を購入したいとのことですので問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(森職務代理)

ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長

———— 「なし」の声あり ————

議長
(森職務代理)

それでは特に質問もないようですので、番号 45 について許可することとしてご異議ございませんか。

議長

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(森職務代理)

異議なしと認め、番号 45 につきましては許可することで決定いたします。

続きまして、番号 46 及び番号 47 につきましても矢代委員が現地調査を担当されました。譲受人及び申請事由が同一のため一括して報告をお願いします。

矢代委員
(8 番)

11 月 1 日の午前中、申請者代理人の不動産業者の〇〇さんに聞き取りを行い、現地調査を行って来ましたのでご報告をいたします。

申請地は国道 297 号線を市原方面に向かい、白山台交差点を 100 m 程直進して右折します。付近に送電線の鉄塔がありますが、200 m 程進むと左側に〇〇番があります。現況は耕作地です。〇〇番はその先 3 枚目の田となり、現況は水稻が作付けされております。〇〇番はすぐ隣の田となり、現況は耕作地です。この周辺一帯は株式会社〇〇〇〇がバラ園開設のため購入してある土地です。今回もバラ園の切花等のバラを生産するための土地として利用したいとのこと。株式会社〇〇〇〇は最初を取得した土地の工事を始めていますので問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(森職務代理)

ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小 高 委 員 (7 番)	株式会社〇〇〇〇が実際に工事を始めているとのご報告がありましたが、具体的にどの場所でやっているのでしょうか。
矢 代 委 員 (8 番)	8 月頃、最初の方の申請で取得したトヨタ自動車前の鉄塔の下周 辺で整地を始めています。
小 高 委 員 (7 番)	株式会社〇〇〇〇はかなりの土地を集中的に購入されていると いう印象がありますけれども、今回は少し周辺の場所を購入して いるので、一体として見れば考えられるのかなと思いますし、南半 分と北半分という風に考えれば事業として一貫性がある程度ある と感じがしますが、要するに何が言いたいかと言いますと、事業を やるとすればもう少し国道 297 号線沿いに固まって取得した方が 事業をやり易いのではないかなと。もちろん相手の地権者がある ことですから売却しないという方もいらっしゃると思いますの で、売ってくれる方を探しながらやっていることだとは思いますが。
矢 代 委 員 (8 番)	申請者の方も国道付近を買いたいという希望はあるのですが、 まだ許可や契約をされていない土地もあるし、地権者の方も中々 返事をしてくれない方もいらっしゃるそうです。最終的な規模面 積がどの位になるのかは申請者の方も話さなかったのですが、還 る場所を徐々に購入して規模を図って行きたいというお話です。
議 長 (森職務代理)	他にご質問はありますか。
議 場	———— 「なし」 の声あり ————
議 長 (森職務代理)	それでは他にご意見がないようですので、番号 46 及び番号 47 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」 の声あり ————
議 長 (森職務代理)	異議なしと認め、番号 46 及び番号 47 につきましては許可する ことで決定いたします。 続きまして、番号 48 につきましても矢代委員が現地調査を担当 されましたので引き続きご報告をお願いします。
矢 代 委 員 (8 番)	11 月 2 日の午前中、申請者代理人の不動産業の〇〇さんに聞き 取りを行い、現地調査を行って来ましたのでご報告いたします。 申請地は国道 297 号線沿いのシモノ石材店の手前を左折し、30

m程度進んだ場所となります。地目は田となっていますが保全管理されており、現況は栗や柿等が植えられておりますので、畑として利用されています。譲受人の〇〇さんは今現在親の土地を相続するために手続きを行っているとのことで、相続が終了したら株式会社〇〇〇〇に 2 筆を提供するとのことですが、その代わりに代替地として土地を取得したいとのことです。株式会社〇〇〇〇はバラ園を開設するために農地を取得していますが、代替地は持っていないため、代表取締役の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんが同級生ということもあるので、バラ園の開園に協力するため土地を提供してくれたとのことです。申請事由は贈与による所有権移転となっていますが、贈与税の関係も全て調べて了解しているとのことです。問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長
(森職務代理)

ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(森職務代理)

それではご質問がないようですので、番号 48 について許可することとしてご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(森職務代理)

異議なしと認め、番号 48 につきましては許可することで決定いたします。

議案第 1 号については以上です。

続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
(寺 井)

5 頁をお開きください。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 23。所在・地番：久保〇〇番。地目：畑。地積 1,234 m²。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：鴨川市坂東〇〇番地〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇氏。義務者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：町内で生コン経営をしているが、資材置場が不足しており業務上支障があるため、現在利用している資材置

場の隣接地である申請地を取得して活用したい。転用を伴う所有権移転。

番号 24。所在・地番：久我原〇〇番。地目：田。地積 727 m²。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：東京都足立区青井〇〇番地〇〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：申請地にトレーラーハウスを停車し、大多喜町に定住を計画している。敷地の南側にトレーラーハウス 1 棟とキャンピングトレーラーを 1 台停車して利用し、上水道は西側の町道から引き込み接続し、排水については隣接建物に附属する浄化槽に接続して排水する。敷地北側部分はキャンピングトレーラー用の貸駐車スペースとして事業を計画しており、舗装工事等を行わず、車輪の下にコンクリート板を敷く程度で計画している。敷地東側と西側の一部は傾斜地となっているため使用できないが、造成等を行わず平坦な部分のみを使用する。貸借権設定。

事務局からの説明は以上です。

議長
(森職務代理)

事務局からの説明が終わりました。番号 23 につきましては矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

矢代委員
(8 番)

10 月 29 日の午後、申請者代理人の〇〇さん及び事務局伊嶋補佐の立会いにより現地調査を行って来ましたのでご報告いたします。申請地は内岡ヒルズ前の道路を 80m 程度進んだ右側の場所となります。現況は保全管理がされており、今回資材置場が不足しており仕事上支障が出ていることから、現在利用している資材置場のすぐ隣を取得したいとのことです。申請地は工場にも近く町道に接していることから利用し易いため今回の申請となりました。

なお、町道を挟んでアパートが建っていますが資材置場のため利用水も使用せず、雑排水も発生しません。申請地は埋立などは行わず整地して砂利を敷く程度での利用を計画しています。大雨や強風の時は使用を中止して周辺に被害のないように対応することです。また、隣接に農地がありますが、申請者の〇〇さんが事業内容を説明して了解を得ています。耕作をされておらず、保全管理なので問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(森職務代理)

ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

佐川委員
(2 番)

申請地の農地は現在保全管理状態と説明されましたが、隣接農地は公図でいうとどこの地番になりますか。

矢代委員
(8番)

〇〇番と申請地の左側の〇〇番の2筆となります。〇〇番は多少伸びていましたが草刈りをされている状態で、〇〇番は資材置場の隣の場所で、保全管理はされておらず草が伸びている状態でした。

佐川委員
(2番)

いずれの隣接農地も耕作はされていないということですね。

矢代委員
(8番)

その通りです。

議長
(森職務代理)

他にご質問のある方はいますか。

議場

—— 「なし」の声あり ——

議長
(森職務代理)

それでは質問がないようですので、番号23については許可相当とすることとして異議ございませんか。

議場

—— 「異議なし」の声あり ——

議長
(森職務代理)

異議なしと認め、番号23につきましては許可相当とすることと決定いたします。

続きまして、番号24につきましては鈴木委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いいたします。

鈴木委員
(5番)

10月29日の午後、申請者代理人の〇〇さんと事務局の伊嶋補佐立会いにより現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。

申請地は国道297号線の久我原交差点の右側にある昔ラーメン屋をやっていた〇〇の東隣となります。

現況は保全管理されており、内容はトレーラーハウスを停めてそこに居住するという計画です。排水は既存のラーメン屋の排水溝を利用するとのことで許可を得ているとのことで、水については西側の町道に水道管が入っているので、そこから引くとのことです。土地利用計画図にもありますが、他のトレーラーハウスの駐車場とかでも利用する予定で、特に土地に手を加えず現状のまま利用するとのことです。問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(森職務代理)

ご苦労様でした。鈴木委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

佐川委員 (2 番)	事務局にお伺いします。資料を見ますとこの申請者の方は今現在トレーラーやキャンピングカー、車、バイクと色々所有されているようですが、差し支えなければどういう方なのか教えていただけますか。
事務局 (寺 井)	職業につきましてはケアマネジャーを行っていて大多喜町内にも事務所があると伺っております。
佐川委員 (2 番)	大多喜町に定住と謳ってありますが、これは許可が下り次第住むということなんでしょうか。
事務局 (寺 井)	農地転用の許可や排水の接続の関係が整い、住める状況になれば移住して来ると思います。
小高委員 (7 番)	申請地の近くに民家はありますか。
鈴木委員 (5 番)	申請地の脇に家がありますが、別荘として利用しているので、常時定住しているとは言えないと思います。
小高委員 (7 番)	以前オートキャンプ設営の案件があったときに近隣住民の方への騒音の可能性があるという懸念の表明があったことを記憶していますので、今回もそういう可能性も無きにしもあらずという感じがありましたのでそういう意味でご質問をさせていただきました。
事務局 (伊 嶋)	今回の申請は定住を目的としたものであり、家を建築する代わりにトレーラーハウスに居住するというものであるということと、余剰スペースをトレーラーハウスの貸しスペースとして利用するというものでありますので、キャンプ場と違い集客を行って賑やかなことをする目的ではないということで、周辺に住宅地もないこともありましたので騒音等周辺環境のことまでは考慮していません。
加曽利委員 (1 番)	特定の人がそこに住むのであって、色々な人が来るわけではないのでその辺は大丈夫ではないかと考えますが。
小高委員 (7 番)	私が言いたいのは、申請者の方がここに住む訳なのですが、3台か4台トレーラーハウスが入って1泊なり2泊してということを考えればオートキャンプとそんなに変わらないのではないかと考えました。つまり不特定多数の方が来るということを考えれば静

かな人ばかりが入るとは考えづらいのかなと思いましたので、そういう意味で以前にそういう懸念があったことから近隣住民の方はいますかという質問をさせていただきました。

事務局
(伊 嶋)

確かに小高委員さんが言われるような懸念はあると思いますので、許可を出す際に一言注意と言いますかお願いをしたいと思います。

議長
(森職務代理)
議場

他に何かご質問はありますか。

—— 「なし」の声あり ——

議長
(森職務代理)

それでは質問がないようですので、番号 24 については許可相当とすることとして異議ございませんか。

議場

—— 「異議なし」の声あり ——

議長
(森職務代理)

異議なしと認め、番号 24 につきましては許可相当とすることで決定いたします。

議案第 2 号については以上です。

続きまして議案第 3 号「農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画(案)」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(寺 井)

7 頁をお開きください。

議案第 3 号「農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり

2. 公告を予定する日：令和 3 年 11 月 8 日

農用地利用集積計画の各筆明細につきましては、8 頁から 13 頁に掲載してあるものとなります。なお、利用権の設定を受ける者(借り手)の農業経営の設定後の状況につきましては 14 頁に掲載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上です。

議長
(森職務代理)

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は発言をお願いします。

小 高 委 員
(7 番)

好奇心からの質問なのですが、今までの私が聞いている限りでは1反部60kgが通例の賃借権の時の定石かなと思うのですが、今回30kgというのが出てきていますが、何か理由があるものでしたらお伺いしたいのですが。

議 長
(森職務代理)

年貢に関しては決めがある訳ではなく相対で決めるものですので、いままでもバラバラですし、タダで貸している人もいます。

小 高 委 員
(7 番)

分かりました。

議 長
(森職務代理)

他に質問はありますか。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(森職務代理)

質問がないようですので、議案第3号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(森職務代理)

異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することとします。

議件は以上でございます。

それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

事 務 局
(寺 井)

15頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。

番号19。所在・地番：久我原字森ノ内〇〇番。地目：畑。地積：367㎡他7筆で合計8筆4,885㎡。登記原因・日付：相続・令和3年9月27日。権利者：茂原市緑町〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号20。地番：平沢字平野〇〇番。地目：田。地積：155㎡他29筆で合計30筆13,094㎡。登記原因・日付：相続・令和3年10月8日。権利者：大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号21。地番：石神字下端〇〇番。地目：畑。地積：382㎡他7筆で合計8筆9,480.61㎡。登記原因・日付：相続・令和3年10月4日。権利者：大多喜町石神〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 22。地番：横山字向田〇〇番。地目：田。地積：1,773 m²他 2 筆で合計 2 筆 2,173 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 10 月 20 日。権利者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 23。地番：船子字綿部田〇〇番。地目：田。地積：390 m²他 7 筆で合計 8 筆 9,183 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 10 月 25 日。権利者：大多喜町船子〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 1 号は以上です。

報告第 2 号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号 9。所在・地番：八声字上〇〇番。地目：田。地積：1,147 m²他 1 筆で合計 2 筆 2,818 m²。貸付人：大多喜町堀之内〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人：大多喜町部田〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：自宅から耕作地まで遠いため。

番号 10。所在・地番：八声字上〇〇番。地目：田。地積：621 m²。貸付人：大多喜町堀之内〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人、事由：番号 9 に同じ。

番号 11。所在・地番：八声字上〇〇番。地目：田。地積：3,002 m²他 1 筆で合計 2 筆 4,485 m²。貸付人：大多喜町八声〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人：番号 9 に同じ。事由：自宅から遠く所有する農機では対応できない深い場所があり耕作できない区画があるため。

番号 12。所在・地番：弓木字下川干場〇〇番。地目：田。地積：1,656 m²。貸付人：大多喜町弓木〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人：大多喜町弓木〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：耕作人の変更。

番号 13。所在・地番：弓木字前堀〇〇番。地目：田。地積：366 m²他 8 筆で合計 9 筆 4,977 m²。貸付人：大多喜町船子〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人：番号 12 に同じ。事由：借受者の土地になったため。

報告第 2 号は以上です。

報告第 3 号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号 10-1。所在・地番：弓木字籠連寺〇〇番。地目：田。地積：143 m²他 2 筆で合計 3 筆 409 m²。変更登記地目：いずれも山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。調査・報告地目：令和 3 年 10 月 14 現地調査。照会地は、昭和 45 年 7 月災害時から農地性が失われており、現況は雑木が生え、荒廃が進み、以前田として利用されていた面影はな

く、筆の中ほどに沢が流れていた。上記のような状況から、農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：茂原市早野〇〇番地〇〇〇〇〇氏。

番号 10-2。所在・地番：弓木字角野〇〇番。地目：田。地積：1,236 m²他 2 筆で合計 3 筆 3,543 m²。変更登記地目：いずれも山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。調査・報告地目：令和 3 年 10 月 14 現地調査。弓木字角野 532 番 1 は、谷のような地形の底に位置し、雑木や草が繁茂しており、日当たりも悪く非常に耕作しにくい立地と地形であることが確認できた。生えている木の直径から現況が変化して 20 年以上経過していると思われるため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。

弓木字角野 534 番 1 の現況は、所々に木が植栽されていたが、筆の大部分は背の低い雑草が生えていた。草刈りをし、通常農家が保有する耕作機械等を使用すれば農地への復元は可能と判断し、農地として回答した。

弓木字角野山 539 番 4 の現況は、筆一面に木が繁茂し、長期間耕作が行われていない様子であり、隣接している 2 筆も山林であることから、農地への復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：茂原市早野〇〇番地〇〇〇〇〇氏。

番号 10-3。所在・地番：弓木字角野〇〇番。地目：畑。地積：29 m²他 2 筆で合計 3 筆 527 m²。変更登記地目：いずれも山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。調査・報告地目：令和 3 年 10 月 14 現地調査。弓木字角野山 532 番 2 は、同字 532 番 1 に隣接し、面積が小さく立地的にも耕作しづらい筆であることが確認できた。現況は雑木や草が繁茂しており、長期間耕作が行われていない様子であった。従って農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。

弓木字角野山 539 番 2 及び同字 539 番 5 は、背の低い雑草が生えており、草刈りを行い通常農家が保有している農業機械等を使用すれば再び農地への復元は可能と判断し、農地回答とした。

番号 10-4。所在・地番：弓木字角野〇〇番。地目：田。地積：700 m²。変更登記地目：公衆用道路。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。調査・報告地目：令和 3 年 10 月 14 現地調査。照会地の現況は、一部は宅地への進入路であり、一部はセイタカアワダチソウ等の植物が繁茂しているが、草刈りを行い通常農家が保有している耕作機械等で耕耘すれば農地として復元可能であると判断したため、一筆の一方は非農地、もう一方は農地として回答した。

報告第 3 号は以上です。

報告第 4 号「時効取得を現任とする農地について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の時効取得に係る通知があったので、報告する。

番号 2。所在・地番：久我原字吉ヶ谷〇〇番。地目：田。地積：472 m²。登記原因・日付：昭和 25 年 3 月 2 日/時効取得。権利者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：茂原市緑町〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 3。所在・地番：久我原字吉ヶ谷〇〇番。地目：田。地積：373 m²。登記原因・日付：昭和 22 年 10 月 2 日/時効取得。権利者：茂原市緑町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町久我原〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 4 号は以上です。

報告事項は以上で終了となります。

議 長
(森職務代理)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程 6「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事 務 局
(伊 嶋)
議 長
(森職務代理)

特にございません。

それでは以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

事 務 局 長
(秋 山)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 3 時 3 0 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月5日

議 長 森 紀 久 嗣

署名委員 矢 代 と け 江

署名委員 末 吉 章 二